# 藤井寺市会計年度任用職員採用試験実施要項

１．募集職種及び採用予定人数

①　募集職種　　会計年度任用職員（保育士・保育教諭）

②　職務内容　　保育業務（職員に準ずる）

③　採用予定人数　　１５名程度

２．受験資格（次の要件を満たす方）

①　保育士登録を受けているか、採用時までに保育士登録見込みの方
（国家戦略特別区域限定保育士含む）

②　地方公務員法第 16 条に規定する次の欠格事項に該当しない方

・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

・日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者

３．試験日程・場所及び試験内容

①　日　　時　　随　時　　※受験申込後に面接予定日時をお知らせします

②　受付場所　　藤井寺市役所　こども施設課　（２階２２番窓口）

③　試験内容　　面接試験

４．受験申込等

①　申込期限　　令和８年１１月３０日（月）までの午前９時から午後５時３０分（日時厳守）
ただし、土曜日・日曜日・祝日は受付を行いません。

②　申込方法　【本人持参、または書留にて郵送での申込の場合】
所定の採用試験申込書（履歴書可）、誓約書、保育士証（写）もしくは資格取得見込証明書を上記申込期間内に藤井寺市こども未来部こども施設課（２階２２番窓口）まで持参のうえ申込み、もしくは書留にて郵送してください。
【オンライン窓口での申込の場合】
オンライン窓口での申込を行い、下記の書類を試験日に提出してください。
1. 免許状のコピー又は資格取得見込証明書
2. 誓約書
3. 写真（縦 36～40㎜、横 24～30㎜ かつ本人単身で胸から上のもの）

５．合格・採用

①　合否発表　　令和８年１２月下旬予定（郵送で通知します。）
合格者は、採用候補者名簿に登載され、採用される資格が与えられます。
なお、資格等を取得できない場合及び本来受験資格のないこと、申込書の記載事項が正しくないこと、学歴・職歴・犯罪歴その他重要な経歴の詐称あると判明した場合は、採用候補者名簿から削除します。

② 採用　　令和９年４月１日採用予定です。
採用候補者名簿の中から、必要に応じて採用されます。採用補者名簿は、令和 10 年 3 月 31 日まで有効です。

６．勤務条件等

① 任用期間　令和９年４月１日～令和１０年３月３１日（予定）
② 勤務日　月曜日から金曜日（ただし土曜日勤務あり）
③ 勤務時間　午前８時４５分～午後５時００分もしくは午前８時３０分～午後４時４５分
（実働時間７時間３０分）を基本とし、午前７時００分～午後７時００分の間で
シフト制　※業務の都合等で変更する場合あり。
④ 休暇　年次有給休暇、その他特別休暇を付与
⑤ 報酬月額（令和８年度実績額）　保育士・保育教諭：２６６，９００円　※期末手当支給あり
⑥ その他条件等　会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等に基づきます。
※制度の改正等により、上記条件は変更になる場合があります。

７．問合せ先

藤井寺市こども未来部こども施設課（施設運営担当）
住所：〒583-8583　藤井寺市岡１丁目１番１号
ＴＥＬ：０７２－９３９－１１２７（直通）

●「こども性暴力防止法」の施行への対応について

令和 8 年 12 月 25 日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、当該業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めています。このため、採用選考過程において、特定性犯罪の前科の有無を確認予定です。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

●特定登録取消者及び特定免許状失効者の確認について

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 66 号）に基づき、「保育士特定登録取消者管理システムにより特定登録取消者に該当するかどうか、また、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律（令和 3 年法律第 57 号）に基づき、「特定免許状失効者管理システム」により特定免許状失効者に該当するかどうかを採用選考過程において確認します。いずれかに該当することが判明した場合は、採用しません。

（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号）（抄）

（定義）

第二条（略）

７　この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二　盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三　児童福祉法第六十条第一項の罪

四　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六　都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ　みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ　正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ　みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ　児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

８　この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三　特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附　則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条　第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一　刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改

正法」という。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二　刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2　第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条　第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第２条第７項第６号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和７年政令第 440 号）（抄）第２条及び附則第２項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。